

関西広域連合構成府県・市政記者クラブ配布

資料提供			
月 日	発表者	問合せ先	
		電話番号	担当者
平成25年 8月12日（月）16時	関西広域連合 本部事務局総務課	06-4803-5668	次長兼総務課長 村上 元伸 小林 謙作

関西広域連合議会の議員定数見直しに係る規約改正について

関西広域連合議会の議員定数の見直しに向けた手続として、7月5日付で総務大臣あて規約改正申請を行っていたところ、8月12日付で許可されましたのでお知らせします。

〈規約改正による議員定数の変更（29人→36人）〉

	(改正前)		(改正後)
滋賀県	3人	→	4人
京都府	3人	→	4人
大阪府	5人	→	5人
兵庫県	4人	→	5人
和歌山県	3人	→	4人
鳥取県	3人	→	2人※
徳島県	3人	→	3人
京都市	1人	→	2人
大阪市	2人	→	3人
堺市	1人	→	2人
神戸市	1人	→	2人

(※鳥取県議会において連合議員の選挙が行われるまでの間は3人)

〈参考1〉規約改正の議決状況等

5月24日	大阪市会で議決
28日	京都市会で議決
30日	大阪府議会で議決
6月12日	兵庫県議会で議決
24日	堺市議会、神戸市会で議決
27日	鳥取県議会で議決
28日	滋賀県議会、和歌山県議会、徳島県議会で議決
7月4日	京都府議会で議決
5日	総務大臣許可申請
8月12日	総務大臣許可（議員定数の変更）

〈参考2〉規約変更箇所（下線が今回変更された箇所）

第9条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において 選挙する。

2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、第1号に定める人数（以下本項において「府県定数」という。）を基準として、第2号に定める人数とする。

(1) それぞれの構成府県の区域について2人に、次に掲げる構成府県の区分に応じ、それぞれ次に定める人数を加えた人数

ア 人口（地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本号において同じ。）

250万未満の構成府県 2人

イ 人口250万以上500万未満の構成府県 4人

ウ 人口500万以上750万未満の構成府県 6人

エ 人口750万以上の構成府県 8人

(2) 次の表の左欄に掲げる構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める人数

<u>構成団体</u>	<u>人数</u>
<u>構成指定都市を包括する構成府県</u>	<u>当該構成府県の府県定数から包括する構成指定都市の人数を減じた人数</u>
<u>上記以外の構成府県</u>	<u>当該構成府県の府県定数に相当する人数</u>
<u>構成指定都市</u>	<u>次に掲げる指定都市の区分に応じ、それぞれ次に定める人数</u> <u>ア 大阪市 3人</u> <u>イ 京都市、堺市及び神戸市 2人</u>

3 次の各号に掲げる構成団体については、前項の規定にかかわらず、その議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、同項の規定による人数から当該各号に定める人数を減じた人数とする。

(1) 第4条第2項の規定により、広域連合が処理することとされている同条第1項第2号から第8号までに掲げる事務の数が3以下となる構成団体 1人

(2) 構成団体間の均衡又は国の地方行政機関の管轄区域を考慮して定めた次に掲げる構成団体 1人

ア 兵庫県

イ 鳥取県

ウ 徳島県

4 前3項の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

附 則（平成25年8月12日総行市第117号）

（施行期日）

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

（広域連合議員の人数に係る経過措置）

2 この規約の施行の際現に広域連合議員である者の人数が改正後の第9条の規定による人数を超えることとなる構成団体の広域連合議員の人数は、当該構成団体の議会において同条の規定による選挙が行われるまでの間、なお従前の例による。この場合における広域連合議員の定数は、改正後の第8条の規定にかかわらず、36人に当該超えることとなる広域連合議員の人数を加えた人数とする。